

(不誠実対応④)

アルプスの森(施設長：宇津慎史)にホームページにおいて「遺族側の説明会希望」に関し明らかに誤った記載を行っており、遺族側は記載内容が誤っている事を指摘したが、一方的に虚偽記載はないとし、遺族側の指摘に真摯に対応していない。

(詳細事項)

施設のホームページ上において「遺族側の説明会開催希望」に関し、明らかに誤った記載(をしており、遺族側は記載内容が誤っている事を指摘し訂正及び虚偽記載の謝罪を要求したが、一方的に虚偽記載はないとし遺族側の希望を無視し続けている(施設側のホームページの記載内容に変更は行っていない)。

そもそも死亡事故を起こした施設がホームページに死亡事故に対する記事を掲載する前に、その記事を遺族に確認することは社会通念上、当然と思われるが、そのような確認作業は一切行っておらず、遺族側の意思などは記事に一切、反映されていない。

6月13日に「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」のホームページ(HP)に掲載された説明会開催希望に関する説明は以下内容となっている。

5 説明会開催等について

ご両親の代理人をされていた弁護士と当事業所の代理人弁護士は令和4年12月27日に面会しておりますが、その際にご両親が説明会の開催を希望されているとのお話しはありませんでした。

ご両親が作成されたものと思われる質問事項書においても、説明会の開催をご要望されているかのような記載はございませんでした。

当事業所を利用されている他の児童のご両親からも、説明会の開催を求めるとの要望はありませんでした。

これらの事情から、当事業所は今回の事故に関する説明会開催は予定しておりませんでした。

しかし、令和5年3月30日に、吹田市の担当者から説明会を開催した方が良いとの連絡があり、ご両親も希望されているとの情報が入ったため、当事業所は、ご両親に対し、同年4月26日付書面において、説明会を行う意思があることを伝えております。

(アルプスのHPより2023年7月8日抜粋)

→ 上記文章からすると令和5年3月30日まで、「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」は、遺族側からの説明会の希望が無かったと読み取れるようにしている。さらにはその希望を「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」が知った時点で、直ぐに説明会開催について検討したとも読み取れるようにしている。

しかしながら実際は、吹田市の担当課を通して「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」に令和5年3月15日に説明会の希望を伝えており、その時、説明会開催に関し拒否をしている。事実その事を反映し、令和5年3月16日に「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」側が作成した回答書の文頭に以下の記載が成されている。

令和5年1月26日付ご連絡添付
のご質問事項について、以下のとおり回答致します。また、最後に説明会の実施に
予定ついて回答致します。なお、書面に記載の「施設長」は宇津雅美（以下「宇津」）
を指すものと思われませんが、宇津は施設長ではありません。施設長は当社の代表者
宇津慎史（以下「代表者」）です。

（回答書(令和5年3月16日作成)より抜粋)

→ 回答書(令和5年3月16日作成)文頭にわざわざ説明会に関し言及しており、「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」は遺族が説明会開催を希望している事を把握していた事が解る。

さらには同回答書((令和5年3月16日作成))において、以下の記載が文末にある。

説明会実施の予定について

本件事故については、事故直後、全ての利用者に説明させて頂いております。従
って、改めて当社が本件事故について説明会を実施する予定はございません。

（回答書(令和5年3月16日作成)より抜粋)

→ 「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」は明確に説明会開催に関して回答書(令和5年3月16日作成)において拒否の意向を示している。

これは令和5年3月30日まで、「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」は遺族側の説明会開催希望を知らなかったと読み取れる内容を記載していること、さらには遺族が説明会開催

希望を示したので直ちに説明会開催の準備を始めたと読み取れる内容を記載していることは、明らかに事実と異なっており虚偽記載である。

回答書(令和5年3月16日作成)に記載されているような、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側が明確に説明会の開催を拒否した事実が記載されていない。

そのため、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」は明らかに説明会開催に関し誤った情報(もしくは、読み手があえて誤って理解をするような)の記載を「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」のホームページ(HP)上に行っている事が解る。

そこでこの記載に対しての対応を遺族が「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に訂正と謝罪を期待したことに対し、当該施設からの回答は以下の通りである。

1 ホームページ上の説明文について

当社は令和5年6月12日に本件事故に関する説明文をホームページ上に掲載しましたが、この点に関し、貴職からの同月23日付書面により、虚偽記載を行ったことを理由として謝罪文を掲載するよう求められております。

しかし、本件事故については、当方と清水様との間に見解の相違があるところであり、上記説明文はあくまでも当社の見解に基づくものです。当社には虚偽を記載した認識はございません。

今後も、当社は必要に応じて、ホームページにおいて当社の見解等をお知らせする予定です。ご理解の程をお願いします。

なお、貴職からの上記書面に対するご回答は、改めて行う予定です。

(連絡書(令和5年7月7日作成)より一部抜粋)

しかしながらこれは「見解の相違」でなく、明らかな虚偽(もしくは読み手が誤った様に理解する)記載である。「見解の相違」として、「客観的事実」から外れた内容を掲載している段階で、それは嘘・捏造でしかない。

遺族側は3月15日に吹田市の担当者を通じ施設側に説明会開催の希望が強くあることを説明している。この吹田市の担当者と遺族とのやりとりは電話で行っている。

間に入らされた吹田市の担当者は、一旦、遺族との電話を切り、その時点において遺族の希望を「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に対して電話で説明したが、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」は、説明会は予定しないときっぱりと断っている。その断った内容を、吹田市の担当者は遺族側に電話を再度かけて説明した。

しかし我々遺族側は、死亡事故を起こしており、遺族が希望しているにも関わらず「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」が説明会をしないのはおかしいと吹田市の担当者に述べ、再度、吹田市から「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に電話をして貰っている。

その再度の電話においても、吹田市の担当者に「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側は説明会をする法的責任はないので説明会はしないときっぱりと説明会開催を拒否している。

このようなやりとりがあったので、少なくとも間に入らされた吹田市の担当者は、遺族の希望より2度、「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」に電話をかけさせられており、遺族側に3度も電話をかけさせられている状態であった。

このように「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」は、事故に関する公な説明を遺族側が希望するにも関わらず拒否していることや、「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側の多くの不誠実対応の実態から、このままでは遺族側は「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」は事故の真相を隠蔽するつもりであると考え、令和5年4月5日から施設に説明会希望を求める署名運動を開始した。

これらの一連の流れがあったにも関わらず、「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側の回答は以下内容であり、遺族側が署名活動を開始した理由も考えず、非常に自己都合に合わせた虚偽記載を行っている

清水様は、当社のホームページ上の説明文において、当社が清水様からの説明会開催のご希望を聞いて、当社が直ぐに対応している印象を与える虚偽記載を行っていると主張されております。

この点、令和5年3月15日に、吹田市の担当者から当社に電話があったのは事実ですが、その際の主なやり取りは「説明会を開催する予定はないのか？」というものであり、ご遺族が開催を強く望まれているとか、吹田市として説明会を開催した方が良いと考えているといった発言まではございませんでした。

このような時に、吹田市から上記の電話があったため、同年3月16日付回答書において急遽説明会開催の予定についても記載することになり、「説明会を実施する予定はございません。」と記載した次第です。

清水様が説明会開催を希望されていることを当社がはっきりと認識した時期は、同月30日の吹田市の担当者からの説明においてです。

以上より、当社としてはホームページ上に虚偽記載を行ったとは考えておりません。

(回答書(令和5年7月25日作成)より一部抜粋)

従って遺族側の説明会開催希望に関しての「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」のホームページ上での記載内容は、自分達が遺族に対して行ってきた不誠実対応を誤魔化そうとして

いるとしか思えない。ただ「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」のホームページ記載事項に関し、遺族側が事実と異なると指摘しても、以下のように認識の差であり、ホームページ記載事項に関し変更などをしないとのことである。

ホームページ上の説明文の内容が非常に一方的であり、自己都合に基づいた悪意のある記載であるとのこと指摘についてですが、当社としてはこのような認識はございません。

(回答書(令和5年7月25日作成)より一部抜粋)

しかしこれは一方において認識の違いである可能性であっても、相手方の見解を無視してホームページ上に見解を記載することを、「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側は認めるとの事を意味している。

我々遺族は悠生君が見つかった時、宇津兄弟(宇津雅美、宇津慎史)が、約束をしていたにも関わらず、一方的に約束を反故にし、悠生君の面談に来なかったこと。そしてその後の言い訳が社会通念上ありえないことを述べ続けていることに怒りを覚えている。

特に悠生君が命を奪われた事故は、安全対策を守るという約束を一方的に「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側が反故にしたことによるものである。すなわち、約束を破ることで悠生君は命を落とすことになってしまったのに、さらにその後の悠生君への対応もまた約束を破って面談を拒否した。

代表者及び宇津が、ご遺体が発見された日に吹田警察署へ行かなかったことに関する当否については、当社と清水様との間で認識が異なっております。この点について、当社の見解はこれまで繰り返し説明させて頂いておりますが、関係者の発言内容をホームページ上で詳細に明らかにするのは好ましくないものと考えております。

回答書(令和5年7月25日作成)より一部抜粋)

我々遺族は、「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」が、いとも簡単に大切な約束を破ることが今回の死亡事故のもっとも重大な原因であると認識している。またその約束を破ったことに対する言い訳内容がまともでないとも思っている。

しかしながら当方の持つこの認識が広く社会で認められるものであるか否かに関しては、情報を広く社会に公開しなくては判断できない。

従って宇津兄弟(宇津雅美、宇津慎史)の2度目の遺族との約束を破った(警察署に来て

悠生君との面談との約束を一方向的に反故にした)ことに対する言い訳の発言内容をホームページ上で詳細を明らかにすることは、当然、「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」が行わなくてはならない責務であると認識している。

しかしながら、この責務を「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側が全うしないのであれば、当方が代わりにホームページ上において今までのやり取りを明らかにしていくしかないと思われる。